

全サービス共通

改定事項

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨ 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ⑫ 6④地域区分★

1. ① 感染症対策の強化

概要 【全サービス★】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】**R3.1.13 訪問・答申済**

- 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

1. (2) 業務継続に向けた取組の強化

概要 【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】**R3.1.13諮詢・答申済**

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るために、業務継続計画(Business Continuity Plan)の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。)

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaireisha/taisakumatome_13635.html

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✿ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✿ 主な内容

- ・BCPとは
 - ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
 - ・介護サービス事業者に求められる役割
 - ・BCP作成のポイント
 - ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

✿ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✿ 主な内容

- ・BCPとは
 - ・防災計画と自然災害BCPの違い
 - ・介護サービス事業者に求められる役割
 - ・BCP作成のポイント
 - ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等



介護施設・事業所における
新型コロナウイルス
感染症発生時の
業務継続ガイドライン

介護施設・事業所における
自然災害発生時の
業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局
令和2年12月

厚生労働省老健局
令和2年12月

3.(2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進①

概要 【全サービス★】

- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、CHASEの収集項目の各領域（総論（ADL）、栄養、口腔・嚥下、認知症）について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合には、異なる評価を行いう区分を設定する。【告示改正】
 - ※ 提出・活用するデータについては、サービスごとの特性や事業所の入力負担等を勘案した項目を設定。
 - イ CHASEの収集項目に関する加算等において、利用者ごとの計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加えて、データ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進する。【告示改正】
 - ※ 認知症対応型通所介護について記載。このほか、通所介護や特別養護老人ホーム等の個別機能訓練加算における新たな区分の創設や、リハビリ、栄養関係の加算における要件化を実施。
 - ウ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びドフィードバック情報のケーブルメントへの活用を推奨する。【省令改正】R3.1.13諮問・答申済

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。

科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ）

3.(2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進(2)

単位数(ア・イ)	<改定後>	
ア <現行> 施設系サービス なし	⇒ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 60単位／月 (※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は50単位／月)	40単位／月 (新設)
・通所系・居住系・多機能系サービス	科学的介護推進体制加算 40単位 (新設)	
イ <現行> 認知症対応型通所介護 個別機能訓練加算	⇒ 27単位／日 ※(Ⅰ)・(Ⅱ)は併算定可。	27単位／日 (新設) 20単位／月 (現行と同じ)
	<改定後>	

算定要件等(ア・イ)

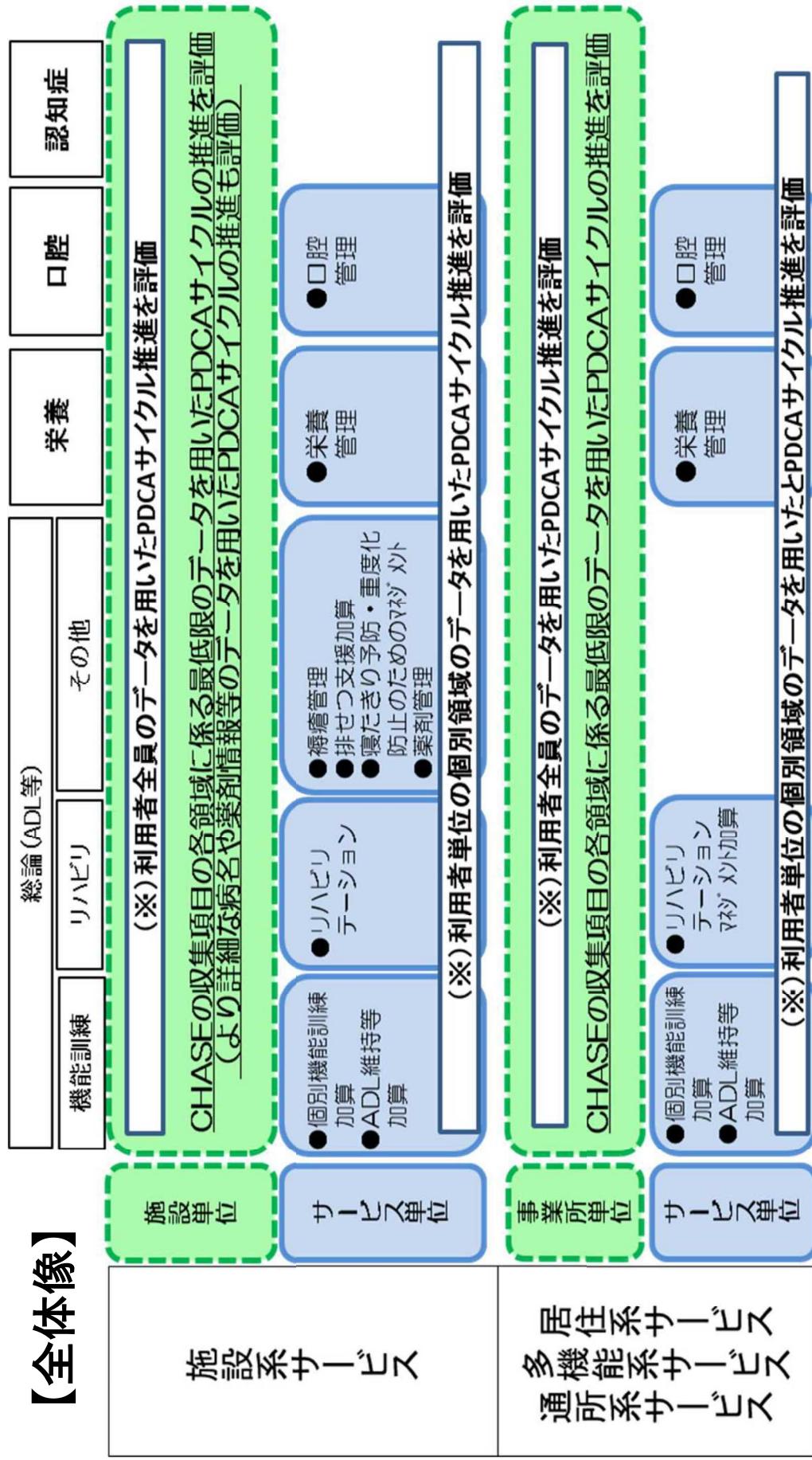
- ア <科学的介護推進体制加算>
○ 加算の対象は以下とする。
- | | |
|------------------|--|
| 施設系サービス | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院 |
| 通所系・居住系・多機能系サービス | 通所介護、通所リハビリテーション(※)、認知症対応型通所介護(※) 地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護(※)、特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護(※)、※予防サービスを含む |
- 以下のいづれの要件も満たすことを求めることをADL値、口腔機能、認知症の状況その他入所者の心身の状況等に係る
○ 入所者・利用者・情報(科学的介護推進体制加算)、地域密着型介護老人福祉施設については服薬情報を提出を求めないこと。
※介護老人福祉施設、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供すること。
・ 必要に応じてサービスを直観的な情報で示すこと。
・ 必要に応じて、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供すること。
- イ <個別機能訓練加算(Ⅰ)> (認知症対応型通所介護)>
○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報が、他の機能訓練の適切かつ有効な実施のためには必要な情報を活用し、当該情報その他の情報と連携して、厚生労働省に提出する場合。

3.(2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進③

基準(ウ)

- <運営基準(省令)>
○サービス毎に、以下を規定。(訪問介護の例)
○指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を活用し、適切かつ有効に実施しなければならない。
○指定期間の他必要な情報等を連携するに当たっては、法第百八条の二第一項に規定する介護保険等

【全体像】



(※ 加算等による評価の有無に問わらず、すべてのサービスにおいてCHASEによるデータの利活用を進めること。)

4. (1)⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮

【全サービス★】

この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算に含めることを認める。

(参考) 医療従事者の負担軽減・人材確保について(平成28年度診療報酬改定)

- 例) 常勤医師1名、常勤看護師1名の配置要件の場合

 - ▶ 施設基準上求められる常勤の従事者が、産前・産後休業及び育児・介護休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤従事者を常勤換算することで施設基準を満たすことを原則認める。



- 育児休業後等の従事者が短時間勤務制度を利用し、正職員として勤務する場合、育児・介護休業法で定める期間は週30時間以上の勤務で常勤扱いとする。



4.(1)⑦ ハラスメント対策の強化

概要【全サービス★】

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることがあります。【省令改正】R3.1.13 諸問・答申済

基準

- 運営基準（省令）において、以下を規定（※訪問介護の例）
「指定訪問介護事業者は、適切な指定期間の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止の方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

（参考）ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- ・ 職場におけるセクシアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスマントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。（パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行（それまでは努力義務））
・ 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）において事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが明確化された（令和2年6月1日より）。
① セクシアルハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）において事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」として防止対策を記載している（令和2年6月1日より）。
※職場におけるセクシアルハラスメント
= 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの。
※職場におけるパワーハラスメント
= 職場において行われる！優越的な関係を背景とした言動であつて、ii 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、iii 労働者の就業環境が害されるものであり、i からiiiまでの要素を全て満たすもの。

4. (2)④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

概要【全サービス★】

- 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】
 - ・ 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
 - ・ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

4. (3)① 利用者への説明・同意等に係る見直し

概要【全サービス★】

- 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正、通知改正】
 - ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
 - イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

4.(3)② 員数の記載や変更届出の明確化

概要【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、「運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」「〇〇人以上」と記載することが可能であり、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。**【通知改正】**

4. (3)③ 記録の保存等に係る見直し

概要【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求める上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。【省令改正】**R3.1.13 諒問・答申済**
- 記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

4.(3)④ 運営規程等の掲示に係る見直し

概要【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけではなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】
R3.1.1.3 諸問・答申済

6.② 高齢者虐待防止の推進

概要【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 R3.1.13 諒問・答申済

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならぬ事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催すること
 - その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※ 3年の経過措置期間を設ける。）

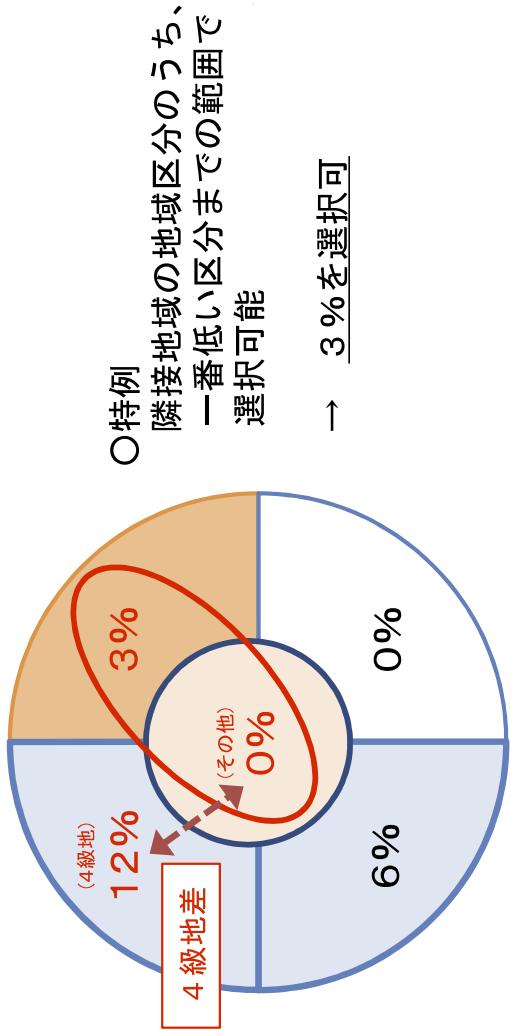
6. ④ 地域区分

概要

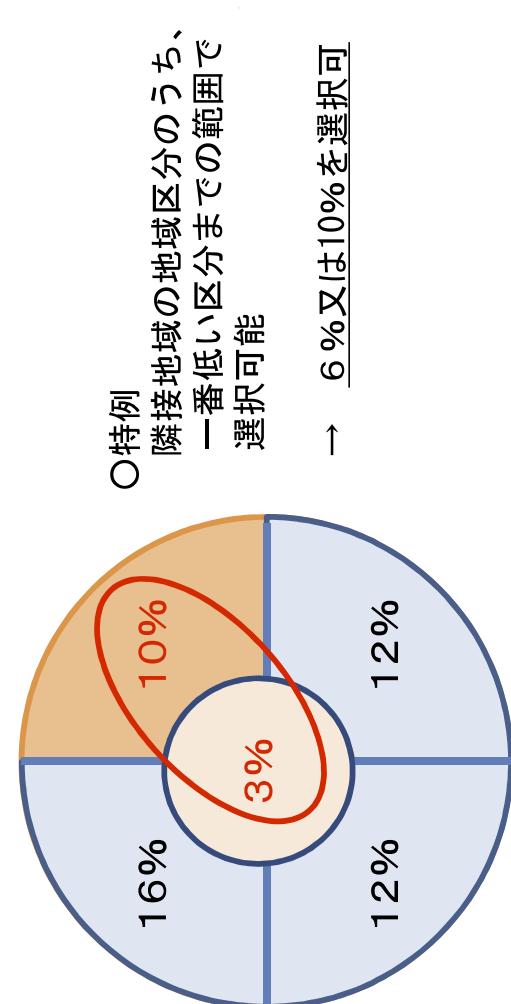
【原則】公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠する。
【特例】①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。【告示改正】
① 高い地域区分の地域に全て含まれている場合

- * 低い級地に含まれている場合の引き下げも可能
- ② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接している場合、かつ、その中に4級地以上の級地差がある場合
- * 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能
- * 同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断
- {
- * 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

【①に該当する事例】



【②に該当する事例】



(別紙)令和3年度から令和5年度までの間の地域区分の適用地域